

第 503 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 7 月 31 日（月曜日）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1
岡山第 2 合同庁舎 2 階 共用会議室 A
- 3 出席者
- | | |
|------------|---|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
片 山 裕 之
益 田 佐和子
横 山 純 子
米 山 毅一郎 |
| 労働者代表委員 | 浅 山 里 奈
小 橋 政 次
高 山 伸 男
西 崎 知 佳
村 上 達 哉 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗
山 本 哲 司 |
| 事務局 岡山労働局長 | 成 毛 節 |
| 労働基準部長 | 工 藤 俊 平 |
| 賃 金 室 長 | 三 村 典 代 |
| 賃 金 指 導 官 | 宮 川 晋 太 郎 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

宮川指導官

ただ今から、第 503 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議は公開にて行います。

まず、定足数について御報告申し上げます。

本日は委員全員が出席しておりますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

本日、御審議いただきます事項につきまして御説明を申し上げます。お手元にお配りしております議事次第を御覧ください。

- 1 地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- 2 最低賃金基礎調査結果等の資料説明について
- 3 岡山県最低賃金専門部会の運営について
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）
- 5 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書及び意見発表について
- 6 議事の公開について
- 7 今後の審議日程について
- 8 その他

でございます。

それでは会長、よろしく願いいたします。

益田会長

皆様、暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

早速、議題(1)の「地域別最低賃金額改定の目安の伝達について」から審議に入ります。

令和5年度の目安についての伝達を事務局からお願いします。

三村室長

それでは、目安について伝達をさせていただきます。

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安答申につきまして、資料No.1を御覧ください。

本年は、6月30日以降、計5回の目安小委員会が開催された後、7月28日に開催された中央最低賃金審議会において厚生労働大臣宛て答申が行われました。岡山のBランクは目安額40円となっています。

それでは、資料No.1の概略を説明させていただきます。

目安答申文の記1のとおり「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致を見るに至らなかった」とあります。そのため、公益委員見解が目安として示されております。

また、7月28日に取りまとめられた、目安に関する小委員会報告が別紙2にございます。

私からは答申のポイントについて何点か御報告させていただきます。

まず、引上げ額の目安については、別紙1の公益委員見解の表のとおり、岡山のBランクは、目安額40円となっております。

また、次の項目2(1)で、「目安小委員会は、最低賃金法第9条第2項の3要素「賃金」「労働者の生計費」「通常の事業の賃金支払能力」のそれぞれについて、データに基づき労使で丁寧に議論を積み重ね、また、今年の「骨太方針」等も配慮した上で、審議を行った」と記述されています。

まず、「賃金」についてですが、参考資料を基に説明させていただきます。参考資料の1ページの下段に、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率について記載がございます。

連合の集計結果では、全体で3.58%、中小でも3.23%と、30年ぶりの高い水準となっていること、また、経団連の結果では、大手企業3.91%、中小企業では2.94%であったこと、参考資料3ページから5ページの賃金改定状況調査結果では、第4表①②における賃金上昇率(ランク計)が全国平均で2.1%、これは平成14年以降最大値となっております。また、男女計・一般パート計も全てのランク計で2%以上の結果となっております。また、継続労働者に限定した第4表③の賃金上昇率(ランク計)は2.5%であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要があるとされています。

次に「通常の事業の賃金支払能力」については、参考資料6ページ以降が該当部分となっております。

法人企業統計における企業利益(売上高経常利益率)は安定しており、業況判断DI及び日銀短観は上昇、中小企業景況調査では、昨年から更に改善が見られ、特に、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業・飲食サービス業」も大幅に改善しているとあります。

しかしながら、価格転嫁はいまだ不十分な状況で、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意が必要とされています。

次に、「労働者の生計費」については、参考資料14ページ以降を御覧ください。消費者物価指数が、昨年の改定後の最賃額を発行した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比が4.3%と、全国加重平均の最賃引上げ率の3.3%を上回る高い伸び率であったこと、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程

度上回る水準であることが必要であるとされています。

また、政府に対する要望として、生産性向上等への支援強化、業務改善助成金のより一層実行性のある支援の拡充、適切な価格転嫁に向けた取組強化の要望を示すものになっています。

最後に、地方最低賃金審議会への期待として、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、目安を十分に参酌しながら、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する」とされています。

また、「今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたい」とされています。

以上が答申に関する報告となります。

次に、資料2の「令和5年賃金改定状況調査結果」について説明します。

これは中央最低賃金審議会の資料に資するため毎年実施されるものですが、調査の概要としましては、調査の地域は全国、産業としては、日本標準産業分類に基づき、概要の2にある産業について調査をしております。

調査対象事業所についてですが、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所を調査しております。調査事業場数は、全国で16,489事業場、Bランク事業場は、4,849事業場、選定方法は記載のとおりです。Bランクの集計事業場数は、1,624事業場であり、回収率は33.5%です。

集計労働者数は、全国で32,180人となっています。

調査事項及び基準となる期日又は期間については、調査の概要に記されているとおりですので、御確認いただければと思います。

それでは、各表の説明に移ります。

第1表を御覧ください。「賃金改定実施状況別事業所割合」として、AからCのランクごとに業種別に改定状況の割合が示されています。

上段のBランクの産業計を見ていただくと、1月～6月に賃金引上げを実施した事業所の割合は44.1%、その隣列、1月～6月に賃金引下げを実施した事業所の割合は0.6%、更に隣列に進みまして、1月～6月に賃金改定を実施しない事業所のうち、7月以降も賃金改定を実施しない事業所の割合は37.7%、賃金改定を実施する予定の事業所の割合は17.7%となっています。産業別に見ますと、1月～6月に賃金引上げを実施した事業所の割合は、

医療・福祉が最も高く、Bランクで言いますと67.3%という結果になっています。

次のページを御覧ください。

第2表は、平均賃金改定率を事業所単位で集計したものです。

ランク、産業ごとに引上げ事業所、引下げ事業所、改定実施・凍結事業所の計となっています。Bランクの賃金引上げ実施事業所欄を見ていただくと、産業計の改定率が4.1%、その隣列、賃金引下げ実施事業所は、▲11.4%となっています。

第3表は「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」を表したものになっております。

分散係数の値が小さいほどデータの広がり（ばらつき）の程度が少ないことを意味します。

第4表の①と②ですが、「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」について、①は男女別、②は一般・パート別の表となっており、全体の引上げ率は2.1%。令和4年度の数値も上がっており、1.5%となっております。Bランクにおいては、今年度2.0%、令和4年度1.4%となっています。

第4表の③は、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者を対象とした引上げ率となっており、全体の引上げ率は2.5%、Bランクにおいては、2.4%の引上げ率となっています。

そのほか改定調査につきましては、

参考1「賃金引上げの実施時期別事業所数割合」

参考2「事由別賃金改定未実施事業所割合」

付表として「労働者構成比率及び年間所定労働日数」
となっています。

以上、資料1、2についての報告を終わらせていただきます。

益田会長

ただ今の目安伝達、資料の説明について質疑等がございますか。

(特になし)

益田会長

それでは議題(2)の「最低賃金基礎調査結果等の資料説明」
について、事務局からお願いします。

宮川指導官

私からは、岡山県最低賃金の基礎調査結果報告について説明を
させていただきます。

それでは、資料No.3を御覧ください。こちらが基礎調査の資料
となります。

まず、基礎調査がどのような調査かということについて説明し
ます。基礎調査報告書の1ページを御覧ください。基礎調査とは、

岡山地方最低賃金審議会の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における地域別最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、岡山県最低賃金が適用される、御覧のア〜クまでの業種を対象としております。

調査対象事業所の規模は、製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業は100人未満、その他の産業は30人未満の事業所が対象となっております。

調査対象労働者は、正社員だけでなく、臨時労働者、パート社員等も対象となっております。

調査対象となる賃金は、令和5年6月分の所定内賃金となっております。これは、基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増し賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計は、統計的手法により、各産業・規模別に事業所を分類しまして、その分類ごとの事業所総数により定められた抽出率によって必要調査数を算出し、復元した数値で集計しております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について御説明いたします。

次の2ページを御覧ください。ローマ数字のⅡの「最低賃金基礎調査による現行最低賃金未満率」ですが、現行の岡山県最低賃金892円未満の労働者の割合を示しております。カッコ内は前年の数値です。集計結果から算定しますと、未満率は男性0.87、女性2.01%、男女合計で1.49%となり、昨年比べて高くなっています。

Ⅲは、「最低賃金基礎調査における特性値一覧表」です。結果、月平均賃金額は19万3,819円、時間当たり平均賃金額は1,369円となっております。その下にある分位数とは、賃金を低い方から高い方へずらっと並べて20等分、10等分、4等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字です。一番下の中位数は、数字を並べた真ん中の数字でいわゆる中央値ですが、1,175円となっております。

続いて、3ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

3ページの「岡山県最低賃金調査結果」ですが、これは、7ページから9ページの総括表(1)の左半分を見やすく拡大したも

のです。この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しております。カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。表の一番上を見ていただきますと、881円とありますが、これは1円から881円までの労働者は合計3,508人おり、その内訳として1名から9名の規模の事業所で2,092人、10人～29人の規模で930人いることを示しております。真ん中より少し下、現在の最低賃金額892円の階級になると、直前の891円の3,898人から11,303人に急に増えており、この892円の階級に約7,400人が属していることが分かります。さらに、一番下の900円の階級でも、累計数が一つ前の899円から大きく増えていることが見て取れると思います。

7ページを見ていただくと、7ページの「総括表(1)」は、「規模別」・「年齢別」に賃金階級ごとの集計となっております。11ページの「総括表(2)」は、「男女別」・「男女ごとの年齢別」に賃金階級ごとの集計となっております。

15ページには、集計結果の「特性値」の推移が記載されております。表とグラフを見てのとおり、全体的に見ると上昇傾向であり、令和5年度の数値を見ますと、時間当たり平均賃金や分位数などいずれの数字も過去最も高い数字となっております。

「中位数」は、基本的に上昇傾向で、令和2年度以降1,100円台で推移しており、昨年1,108円から今年度は1,175円に上がっています。そして、「時間当平均賃金」は1,289円から1,369円に上がっております。「月平均賃金額」は19万3,819円と昨年の18万194円から上がって再び19万円台となっております。

次の17ページに「最低賃金改正の影響率」の表を載せております。

こちらは、現行の岡山県最低賃金の時間額892円から引上げを行った場合の「引上率」及び、調査結果に基づく「影響率」を1円ごとに取りまとめたもので、55円まで掲載しています。最低賃金を引き上げることによって、どれだけ影響があるかを示しており、例えば900円まで引き上げると6.71%の影響率、901円まで引き上げると13.84%の影響率となっております。

19ページ以降のグラフは、先ほど説明した総括表をグラフ化したものです。19ページは賃金階級別の労働者数の分布と累積分布についてグラフを作成しております。

20ページは、「賃金階級に対する労働者の累積度数分布」を昨年度と比較したグラフです。

21ページは、賃金階級に対する該当労働者の分布を昨年度と比較したもので、22ページは、同じグラフを100円刻みにしたものです。

以上が最低賃金基礎調査結果の報告です。

三村室長

私から資料No.4以降について、続けて説明させていただきます。資料No.4ですが、「足下の経済状況等に関する補足資料」です。これは、中央最低賃金審議会目安小委員会の資料です。

1 ページ、「内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2023年1月～6月）」が載っておりますが、一番下の段の「6月月例」を見てみますと、「基調判断（現状）」は「景気は緩やかに回復している」そして、「基調判断（先行き）」については、「緩やかな回復が続くことが期待されるが、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされています。また、「雇用情勢」については、「このところ改善の動きが見られる」こと、「消費者物価」については「上昇している」という判断になっています。

次に、2 ページにつきましては「春季賃上げ妥結状況」です。目安答申の参考資料にもありましたけれども、春闘の状況であるとか、完全失業率や有効求人倍率の推移などが2 ページ以降に掲載されています。

また、消費者物価の動向を含み、全国の状況もまとめられています。経済対策・中小企業への支援策についてもまとめられた資料となっています。

資料No.5ですが、これも、中央の資料の抜粋です。「主要統計資料 都道府県統計資料編」で各種の関連指標が、Aランク、Bランク、Cランクの都道府県別に記されております。この中で岡山県の状況も確認ができます。特に資料No.5の8 ページにランク別の消費者物価指数が掲載されておまして、平成26年以降令和4年度まで、令和5年については毎月の数値を示しております。

資料No.6ですが、「岡山県最低賃金年別時間額引上額」を経年的にグラフ化したものです。昨年、令和4年については引上げ額30円、最賃額892円となっております。

資料No.7については時間額の引上げ率と影響率についてまとめておまして、時間額が800円から807円に引き上げられた平成30年は影響率が高くなっているということ、また、令和3年度、4年度の表を見ましても引上げ率が高くなっています。これが岡山の状況、影響率、引上げ率をグラフ化したものとなっています。

次に資料No.8の岡山県の「時間当たりの賃金分布」を御覧ください。少し見づらいなのですが、これは、令和4年の賃金構造基本統計調査の特別集計から作成したもので、「一般労働者・短時間労働者」の賃金分布を示しております。全体のイメージで、どの金

額がどのくらいの分布になっているか見ていただければと思います。

続きまして、資料No.9 岡山県の「春季賃上げ妥結状況」を御覧ください。令和4年と令和5年度のを掲載しています。岡山県内の春季賃上げ妥結状況を連合岡山並びに経営者協会集計により取りまとめたものです。

次のページは、資料No.4にもありましたが、連合と経団連の中央段階での調査結果となっています。賃金上昇率・金額ともに昨年を大幅に上回っていることが分かるかと思えます。

次の資料No.10を御覧ください。こちらは、「世帯人員数別（1人）標準生計費の推移（岡山市）」です。この表につきましては、岡山県人事委員会が県職員の給与に関する報告において調査しているものをグラフ化しているものです。令和4年の岡山市の標準生計費は、110,170円となっています。青色がその年の数値を表しているのですが、年単位で数値を見ると変動が大きいので、3か年の移動平均として折れ線を加えております。これを御覧いただくと岡山市の標準生計費の大きな動きが分かるのではないかと思います。

資料No.11は、直近の「雇用情勢」です。6月末時点の有効求人倍率は1.57倍と2か月連続で上昇しています。

資料No.12は、日本銀行岡山支店の本年7月3日発表の「岡山県金融経済月報」を添付しています。

概況としては、「県内景気は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、ペントアップ需要の顕在化等に支えられて、緩やかな回復を続けている」と記されています。

「最終需要」「生産」「雇用・所得」「物価」「金融」などに関する判断がなされておりますので、御覧いただければと思います。

資料No.13ですが、これは、岡山財務事務所の令和5年7月26日発表の「岡山県内経済情勢報告」となっています。最新の情報です。1ページの総論のところでは総括判断として、「緩やかに回復しつつある」とされており、上向きの判断がなされています。

「総括判断の要点」「各項目の判断」「先行き」「各論」の記載も御覧いただければと思います。

「個人消費」につきましては、今回「緩やかに回復しつつある」となっています。

続きまして、資料No.14では、岡山県が7月20日に発表した令和5年5月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数（速報）」です。生産指数は89.5となり、前月比で3か月ぶりの低下で、生産・出荷・在庫のいずれも前月比より低下しています。

資料No.15 は、3月7日の本審において、審議会資料の導入が決まりました、「実質賃金指数の推移」と「名目賃金指数の推移」です。岡山県と全国の数値を一覧表とグラフで示しました。岡山県は平成29年以降の数値を挙げていますが、全国については昨年と今年のものも挙げています。

1枚目、実質賃金指数の推移の下段（きまって支給する給与）を見ますと、岡山県の指数は、昨年11月以降、上昇しています。また2枚目、名目賃金指数の推移の下段（きまって支給する給与）を見ますと、岡山県の指数は、今年2月以降上昇しています。なお、現金給与総額には、6月・7月・12月と賞与が含まれているため、グラフとしてはその月の数値が高くなっていますが、グラフ化したものと一覧にしたものをお示ししています。最後に、資料No.16 は、「雇用調整助成金申請件数・支給決定状況」です。

こちらは1日平均の件数、支給決定件数を挙げていますが、本年4月以降、申請・支給件数ともに落ち着いてきております。コロナが5月8日に5類感染症に移行しましたが、それ以降については申請件数が激減しています。

また、5月～6月と3月～4月を比較する形で、産業別比率とそれに伴う変化も一覧表の中にグラフとして表示しております。

以上、長くなりましたが、事務局からの資料説明とさせていただきます。

益田会長

ただ今、多くの資料説明がありましたが、今の時点で質疑等ございましたらお願いします。

(特になし)

益田会長

これらの資料につきまして、今後の審議の参考としていただきますようお願いいたします。

次に議題（3）の「岡山県最低賃金専門部会の運営について」の審議に入ることといたします。

前回の第502回審議会において、岡山労働局長から岡山県最低賃金の改正決定についての諮問がありましたので、例年どおり最低賃金法に基づく専門部会委員の任命手続が行われています。事務局から説明をお願いします。

三村室長

資料No.17 を御覧ください。労使委員の推薦公示等を行い、公労使各3名を任命しております。以上です。

益田会長

本審議会終了後、引き続き第1回専門部会を開催する予定でありまして、岡山県最低賃金の改正決定に係る調査審議を行うこととなっています。

先ほど、中央最低賃金審議会の目安の答申の説明がありましたが、中賃公益委員の見解等を踏まえ、また、岡山県内の企業活動、労働者の実情を十分踏まえて今後の審議をお願いいたします。

そこで、専門部会の運営についてですが、最低賃金審議会令第6条第5項において、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されております。ですから、昨年までと同様に専門部会で全会一致の場合には、専門部会の決議を本審の決議として答申する取扱いでよろしいでしょうか。

(特になし)

益田会長

皆さんの御了解を得て、審議会としてそのように運営したいと思えます。

次に、議題(4)「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定」について、7月4日の審議会において労働局長から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問がありましたが、この諮問に係る審議の進め方については、本日の審議会でも議論することになったところです。

必要性の有無の段階から専門部会を設置して調査審議を進めるのか、また、業種によっては、本審において必要性の有無を判断することが適当であるのか、議論いただきたいと思えます。

先ほど、事務局から説明のありました目安額や経済情勢等を踏まえた上で、7業種ごとの進め方につきまして、労使それぞれの御意見をお聞かせいただきたいと思えます。打合せの時間が必要かと思えますが、どのくらいのお時間が必要でしょうか。

西崎委員

15分くらいお願いします。

益田会長

使側もよろしいでしょうか。

西谷委員

15分で結構です。

益田会長

それでは、2時30分にお集まりいただくということでよろしいでしょうか。それではそれぞれ打合せの場所へ御移動願います。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

益田会長 それでは、労側からお願いします。

西崎委員 労側の意見としては、特定最低賃金の改正決定の申出が全業種でなされている中で、その専門部会が開かれないうことは一番避けたいことです。特定最低賃金改正の必要性の判断について話し合う場が開かれるのであれば、どういう形で決まっても構わないと考えています。

益田会長 補足等ございませんか。

(特になし)

益田会長 では、使側委員、お願いします。

西谷委員 特に地賃が大幅に上がるような目安も出ておりますので、中には埋没する業種もあるのではないかと見込まれるわけですが、そういった中で、我々5人で改正の必要性の有無を判断するのは避けたいと思っています。各専門部会で業界の皆様の声を聴いて、労使で決定すればいいのではないかと考えております。

同様に、それぞれの業界の意向を確認するに当たって、やはり業界の意見を聞くのが丁寧な審議になるのではないかとということで、必要性の有無の段階からそれぞれの業種で審議を行ってほしいということです。

益田会長 分かりました。
使側委員から、ほかの意見はありませんか。

(特になし)

益田会長 では、労使双方の御意見が7業種全てについて、必要性の審議から専門部会で丁寧に審議するということですので、今回は7業種とも必要性の審議から始めたいと思います。

この場合、審議を効率的に進めるために諮問内容の一部変更が必要とのことですので、事務局から説明をお願いします。

三村室長 特賃の専門部会において、必要性の審議を効率的に進めるため、前回の諮問内容に「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正決定についても併せて調査審議をお願いします。」を

加えることで、本審を開催することなく、引き続き金額審議に移ることができるようにするために、再度諮問をさせていただきます。

労働局長による諮問ですので、諮問文を成毛局長より会長へお渡しした後、私の方で諮問文を代読させていただきます。

(局長より会長へ諮問文を手渡す)

(事務局 諮問文の写しを各委員に配付)

三村室長

諮問文を代読いたします。

(諮問文を読上げ)

三村室長

改めて諮問させていただきましたので、成毛局長から説明申し上げます。

成毛局長

それでは、御説明いたします。

前回、7月4日の第502回審議会におきまして、岡山県内7業種の特定最低賃金について、改正決定の必要性の有無の意見を求める諮問をさせていただきました。

本日までの審議において、今年度も各特定最低賃金について改正決定の必要性の有無の審議の段階から専門部会を設置し、各産業の関係労使で県内の実情を踏まえて調査審議を進めることが確認されましたので、昨年同様、効率化の観点から、本日改めて改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問をさせていただきました。

本日の資料にもありますが、7月26日に発表されました岡山財務事務所の「岡山県内経済情勢報告」によりますと、県内経済は、緩やかに回復しつつあるとされ、

- ・個人消費は、「緩やかに回復しつつある」
- ・生産活動は、「足踏みの状況にある」
- ・雇用情勢は、「緩やかに持ち直している」

などと報告されています。

また、6月の有効求人倍率は1.57倍と2か月連続の上昇となっており、雇用対策などについては、一部に厳しさが見られるものの持ち直しの動きが見られるとの判断をしております。

このような雇用経済情勢の中で、地域別最低賃金に引き続いて、特定最低賃金の改正の審議をお願いすることになりました。

委員の皆様には、大変な御苦勞をおかけすることとなりますが、各産業の県内の実情を十分踏まえた丁寧で円滑な審議をよろしくお願いいたします。

益田会長

ただ今、労働局長からの諮問があり、諮問の一部が変更されたということです。今年度も、特定最低賃金の審議に当たりましては、労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率的な議論が行われますよう、各委員の特段の御協力をお願いいたします。

次に、特定最低賃金専門部会設置に関する事務手続について、事務局から説明をお願いします。

三村室長

規定によりまして、本日付で専門部会の労使代表委員の推薦について公示することとします。最賃法第25条第1項に基づく必要性審議の専門部会の委員と、全会一致となった専門部会について、引き続き最賃法第25条第2項に基づく金額改正審議の専門部会の委員を兼務するものとして推薦公示文にその旨記載します。

益田会長

よろしいでしょうか。

(特になし)

益田会長

それでは、今後の特定最低賃金専門部会の審議の進め方として、審議会令第6条5項の適用についてお諮りします。

必要性の有無に関する専門部会において全会一致となった場合は、審議会令第6条5項の規定を適用したいと思います。専門部会での決議を本審の決議とし、金額改正審議に移行することとします。そして、金額改正の専門部会において全会一致の場合は、同様に審議会令第6条第5項を適用し、本審の開催を行わず答申を行うこととします。

なお、個別の各専門部会において必要性の有無について全会一致とならなかった場合は、本審に報告し審議終了となります。

また、必要性の有無について全会一致となり、その後金額改正審議において全会一致とならず結審した業種につきましては、本審へ報告の上審議が行われることとなります。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

益田会長

それでは、そのように運営することとします。

三村室長

事務局から1点説明させていただきたくします。

第1回目の特賃専門部会について、審議をスムーズに進めていただくことで、早い時期に必要な性の有無が結審されるよう、今年度は、業種ごと別々に開催させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

益田会長

委員の皆さんには、日程調整に御協力をよろしくお願いたします。続きまして、議題(5)の「岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書及び意見発表について」、事務局より説明をお願いたします。

三村室長

岡山県最低賃金の改正に係る意見書の提出につきましては、改正決定に係る意見聴取の一般公示を行ったところ、提出期限の7月25日までに、岡山県労働組合会議など10団体及び組織内の組合員から、それぞれお手元の資料のとおり提出がございました。

また、岡山県労働組合会議からは、意見を記載した文書以外に「最低賃金の引上げを求める要請署名4,348筆」及び「おかやま非正規労働黒書」、また、全国生協労働組合連合会からは「パート労働黒書」の提出がありましたので、これらにつきましてはこれから回覧とさせていただきます。よろしくお願いたします。

益田会長

それでは、これから、意見書の提出のありました団体から意見発表をしていただきます。

審議会の時間の都合もありますので、各団体5分をめぐにお願いたします。

意見発表の順番は、意見書の受付順とさせていただきますので、最初に労働組合岡山マスカットユニオンの方にお願いたします。意見発表される方は発表席までお進みください。

(労働組合岡山マスカットユニオン発表者演台へ)

益田会長

それでは、意見発表をお願いたします。

岡山マスカットユニオン

暑い中お疲れ様でございます。

私は、労働組合岡山マスカットユニオン副委員長の[]と申します。

毎回こちらで意見発表をさせていただいておりますが、今年度は特に最低賃金の引上げが緊急かつ切実な問題であると考えております。

私たちは、以前から最低賃金を時給 1,500 円以上とすることを要求しておりました。それは、税及び社会保険料などの公課を控除してもなお 1,500 円以上ということの意味するものであり、今年度は特に強く要求します。

労働者の生活がここ 1 年間で急速に悪化しております。ガソリン代などの高騰、そして、私たちの身近なところでは、いわゆるコンビニやそれに近い業種では、確実に急速に、パン、牛乳などの食料品が値上げされております。それにより、労働者は 1 円でも安く手に入れる方法を工夫しなければならなくなっておりますが、いかんせん、それにも限度がありまして、肝心の健康を害する人たちが着実に発生しております。政府に物価を統制する権限がないのであれば、私たちが生きていくためには、物価の値上げを上回る最低賃金の引上げが、今、どうしても必要なことなのであります。

最低賃金審議会でなされた議論については、全ての審議を全面公開としていただくこと。そして公聴会のようなものを開催していただくこと。議事録なども全面公開していただくこと。せめてこちらに出席しておられる委員さんに配付されたレジュメのようなものは、我々にも配付していただきたいと思っております。

中央最低賃金審議会では一部分は公開されているのですが、我々岡山の地域でどういう議論がなされているのかという肝心なところは分からないままです。こちらが推測する以外には分からないということです。そして、審議会の本審の省略は行わずに、私たちのために、十分に手間と時間をかけた審議を行っていただきたい。

そして、これが一番言いたいことなのですが、合同一般労組の代表も是非、委員に選任していただきたいということ。

それから、助成金制度や物価スライド制と一体の全国全産業一律の新しい最低賃金制度がどうしても必要でありますから、その旨を厚労省及び中央最低賃金審議会に岡山からも要請していただきたいということでございます。

根拠としては、憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」があり、これは、ただ単に生理的に生物学的に飢えて死なない最低限度であればよいのではなく、たまには家族や友人とささやかなぜい沢ができる、そういった生活基盤としての賃金が保証されるということでもあります。

私たちの暮らしは、ここ 30 年間で着実に悪化する一方であります。今や日本の国自体が沈没して、恐らく 50 年後には日本国自体が物理的に半分になってしまうのではないかと思います。政府が非公式に移民の呼び寄せをやっておりますが、実のところ外国

人労働者も日本を避けているような様子で、減っていることがうかがえます。今からではもう手遅れではないのかという感さえいたします。このままでは日本国の社会自体が、50年、30年後には物理的に半分になっているのではないかとそういうふうに私たちは実感いたしております。

最低賃金が低いままに抑え込まれているということは、年金や保険制度も空洞化して崩壊するような状態につながります。そして、正規雇用の数はまだ多くなく、派遣や契約社員などの非正規雇用が多くなって、実際のところ、そういった立場の方は賃金を上げたり、待遇の改善を要求したりといったことも実際問題として社会的に難しい状態が起こっております。

私たち合同労組ができることというのも、退職金を上乘せするとかそういうことを勝ち取ることで精一杯の状況となっております。もちろん私たちはそれにとどまるのではなく、正規と非正規の労働者が団結して、全ての面で改善を要求しなければなりません。そのように毎日努力はしておりますが、何分、最低賃金が上がるということが全ての前提であります。最低賃金1,500円の要求というのは既にいくつかの団体が行っているのですが、肝心のワーキングプアと呼ばれる層の労働者が、審議会の議論において実質的に蚊帳の外に置かれたままになっているのはおかしいと思います。

そして、ロシア・ウクライナ戦争の開戦以降の激しい物価高が、労働者の生活を確実に脅かしていることは事実なのであります。

あらゆる生存権の前提として、最低賃金はせめて1,500円、税及び社会保険料を除いても1,500円にさせていただくことを今年は特に、切実に皆様に要請いたします。

益田会長

ありがとうございました。
意見書と合わせ、委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

益田会長

ありがとうございました。では、傍聴人席にお戻りください。

(労働組合岡山マスカットユニオン発表者着席)

益田会長

次に、岡山県労働組合会議の方に意見発表をお願いします。
意見発表される方は発表席までお進みください。

(岡山県労働組合会議発表者演台へ)

益田会長

それでは、意見発表をお願いします。

岡山県労働組合会議

■■■■

岡山県労働組合会議の■■■■と申します。よろしく申し上げます。

初めに、今回目安額が示され、岡山県はBランクとなりましたので引上げの目安額は40円ということになります。

仮に、目安額と同額の40円に引き上げられると932円に改定されます。今回、全国加重平均で初めて1,000円を超えることになりましたが、そもそも1,000円というのは、2010年の政労使の戦略対話合意で2020年までに実現することを目標としていました。その計画からすると、既に3年遅れていることになります。

仮に、コロナの影響を踏まえたとしても、従来の最低賃金の引上げ額、率で見ても、到底2020年までに1,000円に到達することは実現できそうにない水準での引上げが続いてきたのが現実です。

今回、過去最高額での引上げによって、加重平均で1,000円が実現されたところは改めて評価できる点ではないかと私どもは考えています。

その上で今の最低賃金の引上げを考えると、仮に40円引き上げられたとしても、岡山県ではまだまだ年収が200万円に満たない水準ということになります。果たしてその金額でまともに生活ができるのか、若しくは、最低賃金を基本給にしてきちんとした募集、人員の確保ができるのかというのは疑問符が付くと言えます。

一方で、諸外国では、今般の物価高騰を受けて、適正な価格できちんと消費できるように賃金も引き上げられています。

韓国では日本円にして約1,060円の最低賃金になっておりますし、アメリカでもワシントン州で約2,270円、モンタナ州で約1,430円、ニューヨークではフードデリバリー労働者に最低賃金の設定をして、2025年4月から日本円で約2,880円の最低賃金になる予定です。

海外でこのように最低賃金が引き上げられている1つの背景として、賃金が上がった分、きちんとコストとして価格に転嫁されていることが挙げられると思います。

日本の場合は、価格が上昇すると消費が落ち込んでしまって物が売れなくなり、結果、経済全体が悪くなってしまおうという悪循環に陥ることが懸念されますが、今の物価高騰を契機に発想を逆転させ、賃金も上げる、その分価格に転嫁していく、それによって適正な価格で適正なものをきちんと消費できるような社会になるよう、企業経済のあり方、産業様式のあり方を大きく

転換していくことが必要な時代になっているのではないかと思います。

私たちは、最低賃金は全国一律で1,500円に引き上げるべきだと主張させていただいております。その根拠として、最低生計費試算調査を全国各地で行った結果、全国どこで生活してもほしい1,500円台から1,600円台の間で生計費が必要ということが分かりました。その平均を取り、全国一律で1,500円が必要なのではないかと結論づけているところです。

仮に1,500円になったとしても、月額に換算すると約25万円なので、そんなにむちゃくちゃぜいぜいな生活ということはないと思います。むしろ、今の若い人たちの大卒初任給と比較して考えてみると、かなり妥当な水準なのではないかというふうに思います。

最低賃金がAランクからCランクまでと変更になりましたが、地域間に格差があることによって最低賃金の低い地域から高い地域へと人口が流出し、そのことが地方経済の発展を阻害する要因の1つになっていると考えています。

時代に合わせた生活水準を維持していくことができるように、適正な最低賃金の引上げを行っていくと同時に、中小企業支援、企業に対する支援をきちんと強化していただきたいと思います。

岡山県の話ではありませんが、去年の地方最低賃金審議会の答申の中で、中小企業に対する助成を改めてきちんとしてほしいという内容の附帯をして決議する審議会もありました。そういったこともありますので、是非、この場でもこういった支援のあり方、そして、最低賃金を全国一律にしていくことについても議論をしていただいて、できうるならば中央最低賃金審議会や厚生労働省などに岡山として意見を表明していただければなと思っています。是非よろしくお願いします。

益田会長

ありがとうございました。
意見書と合わせて、委員から、何か御質問がありますか。

(特になし)

益田会長

ありがとうございました。
では、傍聴人席へお戻りください。

(岡山県労働組合会議発表者着席)

益田会長

次に、生協労組おかやまの方に意見発表をしていただきます。

意見発表される方は発表席までお進みください。

(生協労組おかやま発表者演台へ)

益田会長

それではお願いします。

生協労組おかやま



生協労組おかやまで副委員長をしておりますと申します。どうぞよろしく申し上げます。今日は意見発表をさせていただきましてありがとうございます。私からは非正規の立場ということで、少し実情をお話しさせていただきたいと思っております。

今、非正規労働者が全労働者の4割と言われております。去年は3割ちょっとということですので、増えていると言ってもいいと思っております。私は岡山コープの労働組合に加盟しているのですが、岡山コープの職場でも正規の仕事がどんどん非正規に置き換えられておまして、正規職員は全職員の2割にすぎません。委託労働者とか、派遣の方、パート、アルバイトというような方8割で担っているということです。非正規労働者が企業にとって欠かせない存在にもかかわらず、地方最賃に張り付いた賃金で働いております。

例えば、生協のパート初任時給は928円ですが、月160時間フルタイムで働いたとしても、年間178万1,760円にしかありません。年収200万円に届かない状態で、人間らしい暮らしができないことは明らかではないでしょうか。パート労働者は短時間でもありますし、余計に生活が苦しくなっています。

上部団体の生協労連が、全国の仲間から集めた生活実態アンケートや聞き取りを基に作成した「パート労働黒書No.10」をお手元に回覧させていただいていると思っておりますが、その中には暮らしていくだけで精一杯、貯金はできない、子どもの進学を諦めさせて辛かった、などの暮らしの実態が明らかになっております。

特に、今回は20代男性の聞き取りの中で、1人暮らしをしたいが、家賃や水道光熱費を払っていくのはとても厳しいので実現できない、というような記述もあります。自立したいけどできないということが結婚への諦めや、少子高齢化につながっているのではないのでしょうか。

また、日本の年金制度は現役世代の収入に応じた支給額になっておりますので、収入の低い人は年金額も低くなってしまいます。

非正規労働者は今の暮らしだけでなく、将来の年金への不安も抱えているということです。パート労働黒書の中では、年金が低いことが予想される、体がきつい中続けられない、老後の生活が

不安というような切実な声も寄せられています。少しでも生活費を増やすために長時間労働を余儀なくされ、健康への不安も同時に抱えているということです。

その上に、40年ぶりと言われる物価高騰が暮らしを直撃しています。電気代やガソリン代、食料品が軒並み値上がりしており、熱中症で冷房をつけましょうと言われても、電気代が怖くてつけられない、母は日中電気もつけず、真っ暗な中で暮らしているというような声も聞いております。

また、日本の1人親世帯の多くは母子家庭で、その母親の多くが非正規労働者です。そのことにより、母子家庭の暮らしも物価の高騰で窮地に立たされていると言えるでしょう。憲法25条で保障されている「健康で文化的な生活」を保障するためにも、大幅な賃金の引上げが必要だと私たちは考えています。

また、私たちは、全国一律の最低賃金制度というものも求めておりますが、隣の県との格差を是正するためにも、是非、今年は目安に上積みをしていただきたいと思いますと思っております。広島と岡山、岡山と兵庫、どこが違うのでしょうか。県境に住んでいる人たちは広島や兵庫に働きに行く聞いております。労働者の流出という面からもしっかりと岡山県の最低賃金を引き上げて、労働者の雇用をつなぎとめていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上で終わります。

益田会長

ありがとうございました。

意見書と合わせて、委員から御質問はございますでしょうか。

(特になし)

益田会長

ありがとうございました。

では、傍聴人席にお戻りください。

(生協労組おかやま発表者着席)

益田会長

次に、岡山県高等学校教職員組合の方に意見発表をお願いします。

意見発表される方は発表席までお進みください。

(岡山県高等学校教職員組合発表者演台へ)

益田会長

それでは、お願いします。

岡山県高等学校教職員組合の[]と申します。

今日は、意見陳述の機会を設けていただきましてありがとうございます。

私たちは地方公務員の職員団体でありまして、御存知のとおり、地方公務員には最低賃金法は直接的には影響されないということになっております。ただ、実質的には最低賃金近傍で働かされている職員が大変多いというのが実情でして、実はそういった賃金が地方公務員の高卒初任給とリンクしているというふうに言われております。

去年は本当に久しぶりの賃金引上げということで、民間労働者の方にごんばっていただきまして、それが地方公務員の人事委員会勧告や、あるいは国の人事院勧告に反映をしまして、久しぶりの賃上げとなりました。それでも、例えば岡山県の会計年度任用職員の1時間当たりの賃金は950円という水準です。全国加重平均で1,000円以上となり、これ自体は歓迎すべきことと思うのですが、岡山県で一般職の公務員として働く方が時給950円です。これでいいのかなというふうに思うわけです。

実際に、今、我々が務めております公立高校、公立特別支援学校では本当に人手不足になっております。学校の教員は比較的賃金が高いのですが、学校で働いている職員は教員だけではございません。例えば、障害のあるお子さんを介助する介助員の方、給食を作る調理員の方、こういった方々が時給950円なのです。立地条件の悪いところにある学校の職員などは、一生懸命募集をかけても集まらないという状況になっています。どうかその辺りを考えていただいて、最低賃金引上げを検討していただきたいと思っております。

先ほども発言がありましたが、やはりこういう状況の中で全国一律の最低賃金が本当に求められていると思っております。岡山の最低賃金審議会でも是非、話題にして審議をしていただけたらありがたいなと思っております。

実際に井原、笠岡にも県立高校があります。御存知のように、笠岡、井原など岡山県西部は広島県の福山と同一の経済圏になっておりまして、県境があるからと言って何も変わりません。ところが、実際には最低賃金に大きな違いがありますよね。そういったところの是正をしていただきたい。

それから、中央の方でも中小企業の支払能力というのが非常に大きな足かせになっていると聞いております。中小企業の方々が安心して賃上げができるような条件が整備されるよう、できれば岡山地方最低賃金審議会として労働局長に建議をしていただいて、

具体的な改善に踏み込んでいただければありがたいというふう
に思っております。以上です。

益田会長

ありがとうございました。
意見書と合わせて、委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

益田会長

ありがとうございました。
では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山県高等学校教職員組合発表者着席)

益田会長

次に、岡山県医療労働組合連合会の方に意見発表をしていただ
きます。

意見発表される方は発表席までお進みください。

(岡山県医療労働組合連合会発表者演台へ)

益田会長

それでは、発表をお願いします。

岡山県医療労働組合連合会

岡山県医療労働組合連合会のと申します。よろしくお願
いします。

医療、介護の現場では、看護師を始め、国家資格等のライセンス
を持つ労働者が多数います。しかし、その社会的役割に対する
低賃金と低待遇については、コロナ禍で明らかになったとおりで
す。

国による処遇改善が進められているところですが、介護職につ
いては、全産業平均と比べ、いまだに約6万7,000円も低い実態
があります。また、事務や給食、介護部門の多くのパート労働者
は最低賃金近傍の時給で働いています。

医療の施設では3割、介護施設では5割、在宅介護に関しては
約9割が非正規雇用労働者となっています。看護師や介護職でも
夜勤に入ることができなければ、看護助手やヘルパーなどの職種
ではほぼ正規雇用されるのは難しく、国の社会保障費抑制政策に
より低く抑えられた診療報酬、介護報酬の下で、使用者側も正規
雇用したくてもできないのが実態です。

さらに、物価高騰に対しても診療報酬、介護報酬は法定価格で
あるため、コスト増を患者様に価格転嫁することができず、臨時

の報酬改定もなされていないため、コロナ対応を労いたくても労働者への賃上げに回すことができず、医師会を始め多くの関係団体が国に要望を上げているところです。

私たちの春闘での賃上げ率も1.99%と他産業より低い賃上げ率となっています。病院協会等の調査によると、光熱水費は4割を超えて増加しており、2021年、2022年の病院経営はコロナ補助金がなければ7割の病院が赤字、コロナ補助金を含めても過半数の病院が赤字経営を強いられている状況になっております。また、人材確保も一層厳しく、とりわけ看護師においては今年の新人を計画どおりに採用できた病院は39%しかありません。このままでは皆さんの医療、介護を受ける権利も危ぶまれる状況になってまいります。

日本の最低賃金は3つの問題があると考えます。

1つ目は、低すぎて自立した生活が送れないこと

2つ目は、地域別で格差が広がっていること

3つ目は、中小企業への支援が脆弱であるということです。

現行の地域別最低賃金では地域ごとに最低賃金が異なり、格差が生じています。同系列のコンビニで同じ値段の商品を扱っていても、賃金は地域ごと、販売店ごとに差が生じているのと同様に、診療報酬、介護報酬が全国一律の法定価格であるにもかかわらず医療、介護の現場でも地域間格差が生じています。最低賃金を全国一律にして高い水準に合わせるからこそが最も効果的で、ケア労働者の賃上げに直結する手段であると考えています。

中央の目安どおり40円引き上げて、932円の時給で1日8時間、月20日働いたとしても月収は15万円弱にしかありません。ここから更に税、社会保険料が引かれて手取り額はいくらになるでしょうか。全ての労働者とその家族が健康で文化的な生活を確保するために、必要な賃金の最低額がどの地域で働いても等しく保証されますように、どうか大幅引上げを実現する議論をお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

益田会長

ありがとうございました。

意見書と合わせ、委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

益田会長

ありがとうございました。

では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山県医療労働組合連合会発表者着席)

益田会長

次に、岡山医療生協労働組合の方に意見発表をしていただきます。

(岡山医療生協労働組合発表者演台へ)

益田会長

それでは、発表をお願いします。

岡山医療生協労働組合

皆さん、こんにちは。私は岡山医療生協労働組合の■■■■と申します。医療介護の職場の労働組合で、週4日パートの事務職員として働いています。

実は、前回と前々回もこの場に参加させていただきました。そして前回は、最賃を決める基準は、私たち労働者の生計費であり、それは、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるように配慮されるべきものであることを確認させていただきました。

つまり、岡山県が県民に対して考える人間らしい生活の基準が表されるのがこの最低賃金であると私たちは見ていますとお伝えしました。それに照らすと、去年は近年にない引上げ額でしたが、それでもまだ800円台。必要な生活費には遠く及びませんでした。それどころか、とどまることを知らない物価高で、より生活が苦しくなったと感じている人の方が多いのではないのでしょうか。また、今後の様々な増税も噂されている中で、生活の不安は増すばかりです。

昨年何より残念だったのは、ほかの自治体の多くが中小企業に対する助成について附帯して決議していたのに対し、岡山からは何もなかったことです。私は、附帯して決議をするということは、本気で最賃を上げようとしていることの表れだと感じましたが、岡山はいったいどうだったのでしょうか。私たちの願いは伝わっていないのでしょうか。私たちの意見書は、岡山で働く人たちの声を反映したものだと思っています。県民の声をどうか真摯に聞いて欲しいということをまず初めに述べさせていただきたいと思っています。

先日、目をとめたニュースがありました。それは、ついに政府が年収の壁に手を付けるというものです。個人的には遅すぎではないかと思いますが、ようやく非正規で働き、補助的ではなく、家計を支えている人が多くいるという認識が浸透したのだと感じました。しかし、壁がなくなっても、そもそもの賃金が上がらなくては意味がありません。むしろ、どんどん壁を壊すぐらいの勢いで上げてほしいと思っています。

そもそも、この年収の壁の考え方は、女性の労働を下に見ると

いうジェンダー差別が元になった古い考え方に基づくものです。さらに、ケア労働も、もともと女性の仕事だったから、家庭内で賄っていたからという考えの下、低い賃金に据え置かれています。ケア労働の非正規労働者は、二重の差別を受けているといっても過言ではないのではと考えます。

今年の春闘では、若い職員が次々に熱のこもった発言をしました。「私たちはこの仕事に誇りを持って働いているし、これから働き続けたい。でも、人手不足の上、賃金が安すぎて続けられるか不安。周りの人も辞めていくし、新しい人も入ってこない。」全国的に次々と新入職員が辞めていっているようで、私たちの職場で、「まだ1人も辞めていないのはすごい。」と話題になるほどです。通常でも人手不足の中、コロナの下で更に過酷な業務を強いられてきたことを考えると無理もないと感じます。私たちは、職員の賃金についてももちろん団体交渉でも戦いますが、最低賃金が上がることはリアルに賃金の底上げに反映します。なぜなら、一定数の最低賃金額張り付きの職員がいるからです。

また、団体交渉で勝ち取ることに限界があるのも事実です。コロナ5類化で補助は打切りとなり、この物価高と高齢者の医療費負担増で受診控えがおきたところに、光熱費の値上げにより病院は桁違いの経費増となっているからです。私の病院では数千万円と聞いています。このままだと冬の一時金も出せるかどうか、経営陣も頭を抱えている状況です。

今こそ、中小企業、ケア労働の現場に補助が必要です。ケア労働は人なしには成り立ちません。技術と経験を持った職員が辞めるダメージは大きく、新しく人を育てるのにも時間と人手が必要です。まずは、今、働いている人を辞めさせない、ケア労働の現場をこれ以上窮地に追い込まず、県民の命と安全、生活を守るために附帯して決議していただくことを強く求めます。

個人的な話ですが、この春、私は、薄氷を踏むような思いで過ごすこととなりました。車検と車の税金の支払が重なり、わずかな貯金を取崩しながら生活したからです。もともとの収入が少ない非正規職員にとっては、月の支払が1万円でも増えることはとても大きなことです。車検用の積立ても少しずつしていましたが、それでも足りませんでした。退職金がないので、病気や退職の時のために手を付けずにとっておこうと思っていた貯金でしたが、仕方がありません。つくづく非正規は病気やケガができないなと思います。仕事を休んで有休を使い切ってしまったらもうアウトです。1日休むごとに8,000円ぐらいずつ賃金がリアルに減っていきます。

よく「ノーワーク・ノーペイ」と言われますが、であるならば、

逆もしかりなのでしょうか。「ノーペイ・ノーワーク」。例えば、非正規職員の賃金が正規職員の2分の1や3分の1だとして、私たちは本当に正規職員の2分の1や3分の1しか働いていないのでしょうか。「私は2分の1しかもらっていないから半分の働きしかしません。」ということが果たして現場で通用するのでしょうか。正規職員と全く同じとは思いませんが、こんなに差があることはどう考えても理不尽に思えてなりません。それは、周りの非正規職員を見ているとそうです。

更に辛いと感じるのは、周りの多くの若い人たちが非正規で働き、生き辛さを感じていることです。若い人たちにはこれから先の長い未来があります。人生のステージが変わることも何回かあるでしょう。その時に、できるだけ選択肢が狭まることをなければいいと願います。これは、私が実感してきたことでもあります。私の希望は、そもそも非正規雇用という不安定な働き方がなくなることですが、まずは、せめて賃金面での不安が少しでもなくなれば大分違うのになと思っています。

全体的に最も底上げできるのは最低賃金を上げることです。皆さんの手でできることだと思います。岡山で働く人たちのこれからのために、大きな決断をよろしくお願いします。ありがとうございました。

益田会長

ありがとうございました。
意見書と合わせ、委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

益田会長

ありがとうございました。
では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山医療生協労働組合発表者着席)

益田会長

以上で意見書の提出のあった団体からの意見発表が終わりました。委員の皆様には、意見書並びに意見発表も踏まえて慎重な審議をお願いいたします。

次に、7月4日の審議会から、引き続きの審議となりました「議事の公開」についてです。

前回、労使委員の方から、議事の公開は、運営規程に基づく会長判断であることを踏まえながらも、これまでの審議の積み重ねも重視し、少し時間をかけて議論すべきではないかといった御意見であったかと思えます。

公益委員で事前に意見交換をしましたところ、現在、非公開となっている審議ごとに考えるべきではないかとなりまして、現状を整理しましたところ、異議審と金額審議と考えます。

そのうち金額審議となりますのは、専門部会の2回目以降と、特賃が全会一致とならず、本審へ報告され、本審において答申が出される審議会であります。

これらの審議につきましては、公労使が二者協議と三者協議の場において、活発な意見を出しながらも、慎重かつ丁寧に審議を行った上で最賃額を結審しております。現在行われている率直な意見交換の場を確保することが審議会運営において大変重要であると考えますので、金額審議の部分を開示することには慎重が必要であります。ですから、当面はこれまでどおりの取扱いが適切かと考えております。

次に、異議審については金額についての審議ではあるものの、一から審議を始める専門部会と違い、労使双方の慎重審議を経て結審した最賃額が妥当か否か、判断誤りはないかを議論する場であろうと考えます。そうであるならば、公開について前向きに考えてもいいのではないかと考えております。

以上、公益委員の意見とはなりますが、委員の方々、いかがでしょうか。それぞれの御意見をお聞かせください。

西谷委員

使側としましては、先だってお話したように、従来の積み重ねを尊重してこれまでどおりでいいのではないかという気持ちは変わっていません。

益田会長

1年間行われるいろんな形の審議会、専門部会についてこれまでどおりでよろしいということですね。

西谷委員

そういうことです。

益田会長

労側の委員はいかがですか。

西崎委員

労側としても前回申し上げたとおり、三者がそろって部分を公開とすることを基本にし、これまで岡山でやっていた規定に基づく公開、非公開の決め方で判断していく形でいいと思っています。その部分で先ほど会長がおっしゃった考え方でいくというのであれば異論はありません。

益田会長

今までどおりということでもいいのかもしれないのですが、今回、公益委員の間で検討したのは、異議審についてはもう少し前

向きに考えてもいいのかなという意見を言わせていただきました。
使側の御意見としては、当面、今までどおりにした方がいいということによろしいでしょうか。

西谷委員

はい。

審議の運営については、会長、部会長の判断に従うということは理解しています。

益田会長

それでは、議事の公開の問題については、中賃の審議内容を踏まえて、今年度新たに討議したものでもございます。ですから、公開については慎重に進めていく必要もあるかと思えます。委員の皆様のご忌たんなき御意見が出るということが一番重要であると考えております。ですから、当面はこれまでどおりの取扱いとしたいと思えます。

ただし、議事の公開の問題は今後も検討が必要な課題であるということで、引き続き議論を続ける必要があると思っております。皆様、御承知おきください。

それでは、議題（7）の「今後の審議日程について」事務局から説明をお願いします。

三村室長

次回、第504回岡山地方最低賃金審議会ですが、これは岡山県最低賃金専門部会の審議結果が全会一致とならなかった場合に開催することとなります。このため、次回の本審の開催日につきましては、この後の専門部会の審議の状況を踏まえまして、委員の皆様と調整させていただきますので、よろしく願いいたします。御連絡は後日させていただきます。

益田会長

ただ今の説明のように、次回の審議会は、専門部会の審議結果が全会一致とならなかった場合に開催し、部会から報告が行われることとなります。この審議会は、従前どおり公開として開催します。

なお、答申後、岡山県最低賃金の改正に係る異議の申出があった場合も、当該申出について審議会を開催することとなりますが、これについては皆さんの忌たんのない御意見をいただく必要があると考えますので、昨年度までと同様に非公開といたします。

議題（8）の「その他」について、事務局から何かありますか。

三村室長

先ほど、本日付けで特定最低賃金の各専門部会の労使委員候補者の推薦をいただく公示を行うとお伝えしました。

推薦期限につきましては、8月21日（月）とさせていただきます

たいと考えております。

また、特定最低賃金の改正決定に係る意見聴取の公示につきましては、必要性の有無について各専門部会で全会一致の議決となった日に意見聴取の公示をいたします。そのため、各業種の審議結果を踏まえての対応となりますので、その点をよろしく願いいたします。

益田会長

ただ今の事務局の説明につきまして、よろしいでしょうか。

(特になし)

益田会長

そのほかに委員の皆様から何かありますでしょうか。

(特になし)

益田会長

特になければ、これをもちまして第 503 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。

皆様お疲れ様でした。